

政務活動報告書

活動事項	政府レクチャー (中部地震被害対策、美保基地CH47、C2輸送機配備について)
活動年月日	平成29年8月23日(水)
場所	衆議院第一議員会館 第七会議室
活動の相手方	湯沢信行(内閣府政策統括官参事官参事官補佐)、山内将平(観光庁観光産業課課長補佐)、甘利英治(総務省自治行政局市町村課課長補佐)、澤田昌利(農林水産省大臣官房文書課災害総合対策室課長補佐)、佐野(防衛政策局訓練課)ほか。
目的・内容・結果等	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県中部地震被災支援に対する、政府の姿勢や施策の確認。 ●鳥取県にある自衛隊美保基地に配備されるCH47、C2輸送機、新型空中給油機の機能・役割・配備計画等、美保基地の機能変化、厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊の移転に伴う鳥取県内への影響について確認。 ●日欧EPAに関して、地域の農林水産業への影響、説明会、対策について確認。 <p>※これらは、8月22日の知事要望でも求めたところであるが、国政に関わることであるため、政府の対応を確認する必要があった。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県中部地震被災支援について <ul style="list-style-type: none"> ★一部損壊支援を対象とし、300万の支援上限額を引き上げるよう被災者生活再建支援法の拡大を求めたところ、「著しい被害」を対象に国と都道府県が基金積立し対応しているものであり、対象拡大は慎重な検討が必要とのこと。ただ対象外の一部損壊支援についても解体前提で支援を認めている。今の制度のままでよいとは思っておらず、支援対象者アンケートや県にヒアリングし、運営面での改定を検討している。8割の都道府県知事が改善を要望しているが知事会が要望すれば改善を検討するのかと尋ねたところ、検討可能とのことであった。 ★被災した旅館への支援は、国の制度にはないので保険で備えてほしい。中小企業庁に貸付制度があるとのことであった。 ★被災自治体への特別交付税の総枠拡大については、以前総枠が6%から4%に下げられたが、2年前に6%にもどした。30年度に向け維持したいとのこと。 ★観光への支援継続については、「とっとりで待っとなりますキャンペーン」を国として支援した結果、当初4万人のキャンセルがあったが、2万人集客し、3割の落ち込みがあったが、それを上回る実績となった。今後、筋肉質な観光地にする事が必要であり、「えんのみち」という取組みをしている。 ★農業施設の災害復旧事業期限後に農地の水漏れがあり、期限延長し支援対象にすることについては、東日本大震災では査定する余裕がなかったので期限延長したが、異常な天災や1件40万円を越えるような大きな被害でないと期限延長できないとのことだった。 ★JAの建物被害への支援については、私有財産なので自己責任が国の建前であり、農協の共済制度を活用してほしい。田畑や共同施設は国民の食糧生産を支えるという公共性があるので支援している。 ●自衛隊美保基地等について。 <ul style="list-style-type: none"> ★CH47について鳥取県は災害対策のために配備を求めたとしているが、中期防衛計画では、「島嶼部への攻撃への対応」や「弾道ミサイル攻撃への対応」と位置づけられているがどうなのか尋ねたところ、基本的には災害対応であるが、国際援助活動などの可能性は有ると回答。全

国 70 機あるが、中国地方にはないので、地積が確保できる美保基地に配備する事にしたと。29年度中に2機、最終的に4機の計画であること。CH47JとCH47JAの違いは、それぞれ540*と1040*と航続距離に違いと機体の大きさの違いがあり、CH47JAは機能が大きく、美保基地配備の可能性もあるとのこと。美保基地は航空自衛隊だが、CH47は陸上自衛隊であり、美保基地の中に陸上自衛隊米子駐屯地美保分屯地第三飛行隊を置き、指揮命令系統は中部方面隊ヘリ部隊にぶら下がる。訓練内容・時間・場所・訓練頻度・投下訓練はまだどうするか決まっていない。格納庫整備に42億円で、機体は他の基地からの移動なので新たな経費はかからないとのこと。

★美保基地配備がC1からC2輸送機に転換されるが、老朽化対策だけでなく、中期防衛力整備計画では、「島嶼部に対する攻撃への対応で、迅速な展開・対処能力の向上」のためのとしているがどうかと尋ねたところ、C1とC2は、大きさは3倍となり、PKO国際援助が目的の配備であるとのことであった。配備計画は、現在3機、29年度2機、30年度3機、31年度1機、32年度1機で、人員は28年度830人が29年度800人となり、30年度はこれから。平成32年度にT400教育隊が移転するので全体の人員は減るとのこと。C2輸送機の滑走路逸脱事故があり機体改良はいつされるのかと尋ねたところ、ヒューマンエラーであり、改修はするが予算のことがあるのでいつとは言えないとのことであった。

★新型空中給油機の中期防衛力整備計画における位置づけを尋ねたところ、「島嶼部への対応。既設のKC767もPKO国際援助活動に参加している」と、海外展開するものであるとのことであった。給付ブームの不具合発生で開発が遅れていると聞くがいつ配備されるのか尋ねたところ、一昨年米国への納入遅れ、昨年遅れたが、現在は順調。32年度には配備される予定とのこと。配備経費は、28年度231億円、29年度299億円。32年度1機、いずれ3機となるがすべて美保基地に配備したいと。離発着訓練や洋上空中給油訓練を行う。オスプレイの空中給油中の事故は原因解明されたのかと尋ねたが、事故報告書の確認中で、準備が整い次第説明する。安全配慮を求めているとのこと。

★美保基地の機能は、T400教育隊の移転、C1からC2への転換、CH47配備、新型空中給油機配備で、美保基地全体はどうなるのかと尋ねたところ、32年度は移動が多いので、気をつけないといけないと自覚しているとのこと。また美保基地の通信機能については、防衛上、話すことができないと。高尾山のレーダーについては他国監視であるとのこと。

★厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊の移転による鳥取県内への影響について、岩国移転計画は、29年11月はFA18、30年1月EA18・C2、31年FA18戦闘機移転配備予定で、美保基地との共同訓練は現時点では考えていない。移転に伴う騒音や低空飛行訓練の増加は、把握は困難であるが情報提供してもらおう。鳥取県が騒音測定器設置を求めていることに対しては、有益な効果があるかどうか、ひどいところ(島根、広島)でまず設置して把握するとのこと。

●日欧EPAについて

★国内や各地域の農林水産業への影響は検討したのか尋ねたところ、影響試算していないとのこと。「大枠合意」の内容や交渉過程を各県や産別に説明会をする事については、鉱工業分野は地域ごと・中国産業界が8月31日に説明会をする。外務省が8月31日に北海道で他省庁と説明会。その他は様子を見て検討。自治体については要請があればやる。秋には対策を出す、そのときまでに影響試算も出すとのことだった。鳥取県自治体代表者会議が、農林水産業分野での対策(乳牛導入経費補助、牛マルキン90%補填、豚マルキン90%補填、CLTの製造・供給体制整備支援、果樹・園芸産地対策)を求めているがどう対応するのか尋ねたところ、TPP関連法ではTPP発行後にマルキン補填率引き上げを行うようにしているが、それまでに畜産クラスター事業で経営強化の対策もやっている。日欧EPAも同様の対応となるとのことだった。

	<p>【結果（成果）等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県中部地震被災支援について <ul style="list-style-type: none"> ★一部損壊支援を被災者生活再建支援法の対象にすることは、正直難しいとの回答であったが、知事会等が要望すれば改善を検討する可能性があるとのことであった。繰り返し会派要望や9月県議会でも知事に一部損壊支援を国に求めるよう提起したところ、知事も要望することとなった。 ●自衛隊美保基地等について。 <ul style="list-style-type: none"> ★CH47配備は災害対応のためとしているが、中期防衛力計画では、「島嶼部への攻撃への対応」や「弾道ミサイル攻撃への対応」と位置づけられていることが改めて確認され、またCH47でも2種類ありCH47JAの航続距離はより長くなり、海外展開を可能とし、美保基地の機能が拡大され、危険性が増すことがわかった。引き続き危険性を明らかにしたい。 ★更にC1からC2輸送機への転換も、単に老朽化対策に留まらず、「PKO国際援助」が目的と、海外展開の当然の任務とし、滑走路逸脱事故への対応で機体改良の見通しが立っておらず、二重の危険性がはらんでいることが分かった。その後、国で機体改良予算が組まれることになった。 ★新型空中給油機は海外展開を前提とし美保基地の機能を変えるものであることが明らかになり、知事も認識を同じくするようになってきている。 ★厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊の移転による鳥取県内への影響について、岩国基地からの低空飛行訓練が継続して行われており、県も国に騒音測定器の設置を継続的に求めている。引き続き取り組むこととしたい。 ●日欧EPAについて <ul style="list-style-type: none"> ★国が29年12月21日にTPP11と日欧EPAの影響試算を示し、30年1月10日農水省の担当者が来て鳥取県での説明会が行われた。 ★30年2月臨時県議会で質疑を行ったところ、国によって牛マルキン90%補てんが法制化されたことがわかった。県として、継続実施と豚マルキン90%補てんを求めるとの意向が表明された。
<p>関連領収書番号</p>	<p>領収書①</p>